

朝日町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝日町が発注する建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行及び品質を確保するため、朝日町財務規則（平成5年朝日町規則第16号）第121条の規定に基づき、最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設ける建設工事は、条件付き一般競争入札及び指名競争入札に付する土木一式及び舗装並びに建築一式工事とし、次に掲げる工事の入札については、予定価格設定権者が必要と認めた場合を除き、対象としない。

- (1) 簡易な切土、盛土工事
- (2) 張芝工事
- (3) 崩土等除去工事
- (4) 区画線、道路標識、道路照明、道路反射鏡、防護柵工事
- (5) 地下構造物を伴わない建物解体工事

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格は、設計価格に係る算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、設計価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、設計価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、設計価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項による算定が困難な場合又は決裁権者により前項による算定が適当でないと判断される場合についての最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、その都度設計価格に10分の7.5から10分の9.2までを乗じて得た額の範囲内で町長が適宜定める。

3 前2項の規定により算出される最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(最低制限価格の公表)

第4条 最低制限価格は、事後公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。